


届出書検索サービス

届出書検索サービス > 子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	福岡県
3.市区町村名	北九州市
4.届出番号	10
5.独自利用事務の事例番号	9-1:子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例別表第1第6の項 子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第1条	北九州市子ども医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この要綱は、(子ども)の(健康の保持と健全な育成)を図るため、子どもの疾病又は負傷に係る医療費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市子ども医療費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	北九州市子ども医療費支給要綱第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h1	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号B3	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号A5	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	福岡県子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱第2条1(4)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	北九州市子ども医療費支給要綱第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	子ども医療費の助成の調整に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第1号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	北九州市子ども医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
---------------	-----------------------------	-----------------------------

備考	
----	--

番号条例・根拠規範

[【届出 番号条例】北九州市個人番号の利用に関する条例\(平成27年12月21日条例第56号\)_20240527.pdf](#)

[【届出 根拠規範】北九州市子ども医療費支給要綱.pdf](#)

[【届出 根拠規範】\(福岡県\)子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱.pdf](#)

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月21日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	8
保護評価書の名称	北九州市 子ども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書 北九州市 子ども医療費支給に関する事務 重点項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&h_no=&kk_name=%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=12&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=12&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

[PDFダウンロード](#)[戻る](#)